

Title	ダヴィット・S・ランデス フランスの企業家精神と第十九世紀における工業発展
Sub Title	
Author	渡邊, 国広
Publisher	慶應義塾経済学会
Publication year	1954
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.47, No.2 (1954. 2) ,p.191(83)- 193(85)
JaLC DOI	10.14991/001.19540201-0083
Abstract	
Notes	論文紹介
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19540201-0083

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

この二課によつて農業が分擔監督されていた。とにかく農業は、工業と共に、獨立の監督機關を持つようになったのである。しかもこの機關の内部においては、農業關係擔當の課が、全體五課のうち二課を占め、農業に對する監督は、重視されていたのであつた。従つて、一七九四年の行政改革においては、農業が比較的尊重されていたといつて差支えないだろう。

しかし、國民協議會時代のこの官制は、執政官政治代に入つて廢止された。即ち、一七九六年一月、内務省が復活され、農業は再び内務省の管轄となり、農業も、工業・商業と同列に、内務省内に一つの監督機關を持つこととなつたのである。しかし、内務省内に新設された農業監督のこの機關は、工業を監督する機關・商業を監督する機關と共に、同一の長の下に從屬し、實情の調査・報告の作成を主たる任務としていたに過ぎない。農業を監督する機關が、このように、執政官政治時代に入つて、工業を監督する機關・商業を監督する機關と同一視されるようになったことは、執政官政治時代において農業が輕視されていた一つの證據となるだろう。

しかも、同じ年の二月になつて、農業を監督するこの機關は、工業・商業を監督する各機關と共に、調査部に切りかえられた。この調査部は、四人から五人の常任の役員と、若干の補佐員とより構成され、常任の役員は、隔日に會合し、又同じ長の下に從屬する他の二つの調査部の役員と共に、月に一回の連絡會議を持つてあつた。そして、三月には、ヴィルモラ

ン、セル、ギルベル、テッシィエ、ウザルが常任の役員、ルーギエ、カデ・ドゥ・ヴォ、プレアンドー・ジェミリが補佐員となつたが、實にその多くは、國民協議會時代の農政を直接擔當していた人々であつた。このことは、執政官政府が、工業・商業の育成に對してのみならず、農業の振興についても、積極的な考慮を拂おうとしなかつたことを示すのである。

この調査部は、國內における農業實態の調査を主たる任務とし、農政の運営については、わずかに、報告ができたに過ぎない。農業を振興するための實際の指導は、調査部に併設された實行部により擔當されるはずであつた。この實行部は、一人の長・一人の次長・十五人の書記から構成され、農業・工業・商業を擔當する各調査室を包括している内務省第四部の外局として、農業・工業・商業のための各調査部を統率する同じ長の下に、服屬していた。ところで、政策の決定權は、この實行部にはなく、又三つの調査部と共に、この實行部を統轄していた内務省第四部の長にもなく、もつぱら内務大臣の掌握するところであつた。政策の決定が、このように、農業に直接關係のある人々によつてではなく、農業に無關係で、しかも農業について全く知らない大臣に任せられていたということは、執政官政治時代において、農業が輕視されていたなによりも有力な證據となるだろう。

農業生産を蔑視する政府のこの態度は、農業獎勵のために直

接流用された政府基金が僅少であつたことから、容易に推測されるに違いない。ナポレオン執政下の時代についてみて、例えば、一八〇〇年には、農業のために計上された豫算額一、二二八、二八四フランのうち、農地改良に對する支出は、わずかに四〇〇、〇〇〇フランに過ぎず、その殘部の壓倒的部分は、スペインから羊や馬を購入するために流用されていた。又一八〇一年の農業豫算についていえば、豫算全額九五〇、五三〇フランのうち、農業に直接投下された金額は、わずか一〇〇、〇〇〇フランに過ぎず、しかもこの一〇〇、〇〇〇フランも、種子の購入、技術の向上のためには使用されず、大部分が實驗費、圖書費のために流用されていた程であつた。相當額の豫算が計上されていにもかかわらず、執政官政治時代、乃至はこれに續くナポレオン執政下の時代においては、このように、農業振興のために割當てられた豫算額が、意外に僅少であり、政治の貧困が、農業に對して及ぼした影響は、フェスティ氏の扱つたこの時代において、特に甚だしいものがあつたのである。

(渡邊國廣)

ダヴィット・S・ランデス

『フランスの企業家精神と第十九世紀における工業發展』

(David S. Landes, "French Entrepreneur-

論文紹介

ship and Industrial Growth in the Nineteenth Century" Journal of Economic History. Vol. IX, No. 1, May 1949, pp. 45-61)

フランスにおける工業の機械化は、第十九世紀に入つて、本格的な段階に到達した。この時期は、フランスにおける産業革命の時代であり、又この國の經濟構造を大規模に規定した變化の時代でもあつた。第十九世紀のこの時期に、イギリスより約半世紀おくれたといへ、とにかくフランスは、經濟的に未曾有の繁榮を示すことができた。しかるに、なぜフランスは、この繁榮を維持できなかったのか。はなばなしの産業革命を、いかなる形においてにもせよ經驗したフランスが、既に今日では、後進國と呼ばれなければならないのは、いかなる原因によつてだろうか。この原因は種々あるが、ランデス氏は、本論文において、經濟變化の全過程に對し企業家がどんな役割を持つたか、經濟活動に對し人的要素はいかなる影響を及ぼすかといつたような面から、フランスが今日置かれてある經濟的の微力であるという状態によつて來た原因について考えようとするのである。

ところで、フランスの企業家が、この國の經濟的なおくれに對し何らか責任があるとすれば、フランスの企業家が持つていかなる性格が、わざわざいしたのだろうか。ランデス氏は、經濟的

發展に對し阻止的な役割を果した企業家の性格の第一のものとして、フランスの企業家が、新しいもの、未知なるものを極端に嫌う保守的な人々であつたという點を強調している。安全こそフランスの企業家の最大の關心であり、成功のためには、おそくとも安全でなければならぬと考へるのであつた。フランスの企業家にとつては、このように、安全が第一であつたから、安全な市場として、外國との競争から完全に遮断された國內市場を、フランスの企業家は欲した。現に、フランスの産業は、法外に高い關稅によつて保護されてきた。そして、このことが、フランスにおいては、企業を維持するための基礎となつたのであつた。企業家は、政府を一種の父と看做し、その腕のなかに保護と掩護とを求めようとしたのである。この根本的に子供っぽい態度に、當時の企業家の特徴の一つがあるのである。

第二の特色としては、フランスの企業家が、資金面において、他人資本の流用を極力避けた點にある。企業は、フランスにおいては、資本的に完全に獨立してゐた。擴張のための費用は、普通、利益が再投資されるか、もしくは親戚や友人から調達されるのであつた。このことは、逆に、新人の資金調達を、非常に困難なものたらしめた。唯一の財産が頭腦であり、獨創力であつた新人の進出は、フランスにおいては不可能に近く、資本は在來の企業と結びつくことによつて、新規の發足を阻止しようとしたのであつた。

基本的な企業家の單位は、とにかく、このように、家族であり、この家族は、より大きい全體の一部であつて、その性格が、フランス社會の傳統により規制されることは、申すまでもない。企業家が、フランス社會において、いかなる地位を持つていたのか、又企業家が、フランスという社會において、どんな眼をもつて見られていたのかといつたようなことが、フランスの企業家の性格を規定する要素として、重大な意味を持つて來るように思われる。

端的にいつて、フランスにおいては、企業家は、常に、非常に低い位置にあつた。企業家は、社會の最下位にあつたといつても決して過言ではなかつた。フランスの地主は、企業家を敬遠し、企業家のなかに、破壊的な要素のあることを指摘した。成り上り者の絶え間ない欲望に對して、地主は、出生の名譽を誇つた。貨幣の威力に對して、地主は、土地の強い安定を誇つた。しかも企業家が、地主階級のかかる名譽の誇示によつて幻惑されたといふことは、企業家が、フランスにおいては、最下位に位置していただけに、特に甚だしかつた。この點は、企業家が、いかなる手段によつても、地主階級の一員たらんとした事情から明白である。企業家は、土地を最も安全な投資場所と考へ、社會的地位を獲得するための基礎と思つて、企業に對する投資よりも土地に對する投資に、より積極的になつたのであつた。企業家は、フランスにおいて傳統的に尊ばれていた農業への進出によつて、守銭奴とのしられ、利己主義者と呼ば

つまり、フランスの企業家は、企業的發展に對して積極的ではなかつたのである。むしろ積極的たり得なかつた。保守的な點といひ、知人や親戚から資金の融通を受けていたため、かえつて大きなことができなかった點といひ、又資金の融通が縁故者に限られ、新人はかえりみられなかつた點といひ、とにかくフランスには、反資本主義的と名づけられることのできるような雰囲気、一般的であつた。生産は、使用のためであつて、利益のためではないという中世的な考へ方が、フランスにおいては、依然として、その妥當性を失なつていなかつたといつても過言ではないくらいであつたのである。

では、産業革命時代におけるフランスの企業家を、かかる性格の持主としてつくり上げる上に、影響した諸要因は何か。フランス社會の構造が、産業革命下のフランスの企業家の性格を、規定することは疑いないが、ランドス氏は、本論文において別の角度から、この問題を掘下げようとしてゐる。

そのような條件の第一のものとして、ランドス氏は、フランスの企業家が、家族的基礎の上に組織され、企業家が、その企業を、生産のための機構とも、富を無限にするための手段とも考へず、家族の地位を維持し確保するためのものとして考へていた點を指摘するのである。いかなる場合においても、企業は、それ自體目的ではなく、目的に達するための手段であつた。そして、フランスにおいては、富の維持に對しても、富の創造に對してと同じ程度の關心が拂われていたのであつた。

れた現在の境遇から、一刻も早く抜け出そうと願つていた。企業家として成功しても、これに對し何らの敬意も拂われなかつたという正にこの事情が、企業家を企業から離し、遂には工業發展を中斷するという恐るべき結果を惹き起してしまつたのであつた。

(渡邊國廣)

ヒルデ・リゴードイアス・ツァイス

『フランスにおける労働者調査

(一八三〇年—一八四八年)』

(Hilde Rigaudias-Weiss, "Les Enquêtes

Ouvrières en France entre 1830 et 1848,"

Paris, Librairie Felix Alcan, 1936 pp. xi

+ 262.)

第十九世紀に入つてフランスは産業革命を経験した。しかしフランスにおいて産業革命が本格化したのは一八三〇年以降であり、七月王朝に次いで出現した二月王朝下のことに屬した。正にこの時期にフランスにおいては資本家階級の勢力が急速に擡頭して來た。同時に工場労働者の數も著しく増加したが、その生活はすこぶる悲慘なものであつた。労働者はその地位の向上を目指して資本家に對抗して團結し、階級對立が新しい社會不安の原因となつた程であつた。

しかも一部の急進論者が労働階級の不滿を煽つたことはいふ